

第 2 1 回 東 京 都 環 境 審 議 会

平 成 1 4 年 1 2 月 2 5 日 (水)

東 京 都 環 境 局

【村山企画課長】ただいまから第21回東京都環境審議会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまことにありがとうございます。私は環境局総務部企画課長の村山でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、委員の改選後初めての審議会でございますので、会長が選任されますまで私が司会進行を務めさせていただきます。

なお、ただいまのご出席の委員は19名で、委員総数27名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本来ここで委員の皆様にお一人一人委嘱状をお渡しすべきところでございますが、本日時間等の関係もございますことから、あらかじめ席上に委嘱状を置かせていただいております。どうぞこの点ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして小池環境局長よりごあいさつ申し上げます。

【小池環境局長】おはようございます。環境局長の小池でございます。

本来でありますと、知事または副知事が出席し皆様方にごあいさつ申し上げるところでございますが、どうしても日程の都合がつかないため、恐縮ではございますが、本日私からごあいさつさせていただきます。

本日は、年末の大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、このたびは当審議会委員にご就任いただき厚く御礼申し上げます。

さて、東京の環境を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、特に2つの大きな課題に直面しております。

1つは、自動車、とりわけディーゼル車の排気ガスによる大気汚染です。

これにつきましては、来年10月からの規制開始に向けて現在事業者による規制への対応が円滑に進むよう周知活動の徹底や助成措置の充実等を進めますとともに、首都圏の七都県市が連携共同して取組を進めているところでございます。

2つ目の課題は、本日の議題であります温暖化問題です。

気候変動枠組第3回締約国会議(COP3)で採択されました京都議定書は、ロシア等の締結を待って来年にも発効する見込みであります。地球温暖化対策はまさに提案から実行が求められる段階を迎えております。

東京では、過去100年間に年平均気温が約3度上昇しており、過去1万年間の気温の上昇速度を上回る驚異的なスピードで温暖化が進行しております。このことは、東京には地球

温暖化の影響に加え、都市の温暖化ともいべきヒートアイランド現象の進行により、環境の危機的な状況が集約的かつ象徴的にあらわれていることを示しております。

都は、こうした危機に対応するため、全国に先駆けて平成12年に改正した環境確保条例で、一定規模以上の事業所等を対象に、地球温暖化対策計画書及び建築物環境計画書の提出の義務づけを制度化いたしました。

また、本年2月からは、地球温暖化阻止東京作戦を展開し、この中で消費者を対象に省エネ商品拡大キャンペーンを実施するなど、都民や事業者の皆さんとの議論を重ねてまいりました。しかしながら、温室効果ガスであります二酸化炭素を確実に削減していくためには、さらに実効性のある対策を一刻も早く講じることが、必要な状況となっております。

そこで、本年11月、地球と都市をめぐる2つの温暖化の阻止を目指しまして、都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針を策定いたしました。ここでは、環境配慮が内在化された社会システムの構築など、3つの基本理念のもと、都の地域特性に応じた独自の温暖化対策の推進に向けまして取り組むべき課題として、オフィスなどの大規模事業所の二酸化炭素排出量削減に向けた仕組みの検討など、6つの挑戦を掲げております。

本日は、この基本方針をさらに具体化するため東京都における実効性ある温暖化対策について諮問をさせていただき予定でございます。委員の皆様方には、どうぞよろしくご審議を賜りまして、歩みの遅い我が国の温暖化対策をリードするような議論を心より期待申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

【村山企画課長】 それでは、議事に入ります前に資料1としてお配りいたしております名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介申し上げます。

飯田委員でございます。

伊藤委員でございます。

内山委員でございます。

小倉委員でございます。

加野委員でございます。

小早川委員でございます。

神野委員でございます。

田瀬委員でございます。

橘委員でございます。

原田委員でございます。

平井委員でございます。

福川委員でございます。

細見委員でございます。

松本委員でございます。

森田委員でございます。

山本委員でございます。

横山委員でございます。

改めまして、原委員でございます。

なお、岸委員、坂本和彦委員、大聖委員は、本日ご都合により欠席でございます。

続きまして、後ほど諮問いたします温暖化対策の検討に関しまして臨時委員にご就任いただいている方々を資料1の裏面にございます名簿の順に従いまして、ご紹介させていただきます。

坂本委員でございます。

西堤委員でございます。

初鹿委員でございます。

なお、石福委員は間もなくご到着の予定でございます。

それから、大塚委員、村上委員は本日ご都合により欠席でございます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

本日は、委員の改選後の初めての審議会でございますので、まず会長をお決め願いたいと思います。

会長は、審議会規則に基づきまして、委員の皆様の互選によりお選びいただくことになっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

福川委員。

【福川委員】 前期の会長をお務めになられた横山先生がいいのではないかと思います。

【村山企画課長】 ただいま横山委員にというご提案がございましたがいかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村山企画課長】 異議なしとのお声がございましたので、横山委員にお願いしたいと思

います、横山委員よろしくお願いいたします。

【横山委員】承知いたしました。

【村山企画課長】それでは、横山委員どうぞ会長席の方にお着き願いますようお願いいたします。

(横山委員、会長席に着席)

【村山企画課長】それでは、これからの議事につきましては、横山会長にお願いしたいと存じます。横山会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【横山会長】横山でございます。一言ごあいさつさせていただきます。

東京都の環境審議会会長にご推挙をいただきましたことは、私も非常に光栄に存ずるところでございます。もとより力不足でございますけれども、ご推挙いただきましたので、精いっぱい務めさせていただく所存でございます。委員の皆様におかれましては、よろしくご協力のほどを切にお願い申し上げます。

それでは、本日の議事を進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、一、二お諮りする案件がございます。

審議会の規則第4条によりまして、会長に事故のあるときは代理者がこれを行うという規定がございます、会長が指名するとなっておりますので、神野委員に会長代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【横山会長】ありがとうございました。

それでは、神野委員お引き受けいただけますでしょうか。

【神野委員】よろしくお願いいたします。

【横山会長】よろしくお願いいたします。

それともう1点、審議会の運営要領につきまして若干の改正をお認めいただきたいと思いますので、事務局の方からご報告お願いいたします。

【村山企画課長】審議会運営要領の一部に改正事項がございます。

資料2の3枚目でございます東京都環境審議会運営要領をごらんいただきたいと思います。存じます。

改正の内容は、あらかじめ指定された幹事以外の東京都職員についても、審議事項の内容に応じて審議会に出席させることができるようにするもので、運営要領第4の幹事の項目に下線を引いた部分、「会長は、必要がある場合、前項で招集する幹事以外に、関係職

員の出席を求めることができる」という第5項を追加するものでございます。

改正事項は以上の1点でございます。どうぞよろしくお取り計らい願います。

【横山会長】ただいまのような要領の改正、追加でございますけれども、このようにしてよろしゅうございましょうか。

はい、ではそのような形で進めさせていただきます。

それでは、本日の議事の方に、委員の部会所属につきましてお諮りいたします。

この件は、審議会の規則によりまして、会長は必要に応じて部会の組織と構成を決めるということになっておりますので、事務局の方から案をご披露願います。

【村山企画課長】それでは、事務局から部会の設置及び委員の部会所属の（案）につきましてご説明をさせていただきます。資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3は、東京都環境審議会における部会の所掌事項（案）でございます。

部会につきましては、これまで同様、企画政策部会、大気騒音部会、水質土壌部会の3つを設けたいと思います。

所掌事項といたしましては、企画政策部会では、環境基本計画に関する事項、地球環境問題に関する事項、他の部会に属さない環境保全に関する基本的事項をご審議いただきたいと思います。

大気騒音部会につきましては、大気汚染防止に関する基本的事項、悪臭防止に関する基本的事項、交通公害防止に関する基本的事項、騒音防止に関する基本的事項、振動防止に関する基本的事項をご審議いただければと思います。

水質土壌部会につきましては、水質汚濁防止に関する基本的事項、土壌汚染防止に関する基本的事項、地盤沈下防止に関する基本的事項をご審議いただければと思っております。

続きまして、資料4をごらんいただきたいと思います。

部会所属の名簿（案）でございます。

3つの部会を設置したいと考えてございますので、それぞれの委員会の方々には資料4の部会構成欄に を記した部会にご参加いただければと思っております。

事務局からの提案は以上でございます。

【横山会長】ありがとうございました。

資料3、4をごらんの上、このように今期の部会は進めたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは各部会の委員、それぞれの部会におけるお仕事、よろしくお願い申し上げます。

なお、部会には、部会長をその部会員の互選によって決めると定められております。今後それぞれの部会の開催日に部会におきまして部会長をご選任いただきたいと思います。

それでは、本日の中心的な課題でございます知事からの諮問につきまして、議題3でございます。東京都における実効性ある温暖化対策について、知事からの諮問をお受けしたいと思っております。

【小池環境局長】東京都環境基本条例第25条第2項第3号の規定に基づき、東京都における実効性ある温暖化対策について諮問します。

平成14年12月25日

東京都知事 石原慎太郎

(諮問文受理)

【横山会長】ただいま知事から、今、局長が述べられましたような諮問をいただきました。

それでは、これから早速この諮問の趣旨につきまして、都の方からご説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

【梶原参事】企画担当参事の梶原でございます。

それでは、ただいま諮問させていただきました諮問第18号の諮問趣旨についてご説明申し上げます。お配りしました諮問趣旨をごらんいただきたいと思います。

先ほど局長のごあいさつの中にもございましたとおり、地球温暖化、さらにはヒートアイランド現象という2つの温暖化が東京では深刻化している状況にございまして、エネルギー消費量の増大と熱汚染の拡大という悪循環を招いているところであり、まさに現代文明の弊害を象徴的にあらわしているというふうに考えているところでございます。

都では、こうした認識のもと、国の温暖化対策の評価を待つことなく、高度に都市化が進展しました大都市東京の地域特性に応じた対策を講じ、東京を環境配慮が内在化された持続可能な都市につくりかえていく必要があるというふうに考えてございます。

このため、都だけではなく、都民、NGO、企業等との連携が不可欠であり、その共同作業を通じて東京から温暖化阻止の大きな流れをつくっていくことが重要であると考えております。

都はこうした状況を踏まえまして、本年11月15日に、先ほど来話が出ております、「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」を発表いたしました。この基本方針につきまして、後ほど概略をご説明申し上げますが、今回の諮問はこの基本方針での取組に書かれました5つの行動の第1項に掲げられた事項でございまして、東京の地域特性を踏まえた実

効性ある温暖化対策、すなわち都独自の対策について専門的、技術的観点からご審議いただく内容でございます。

具体的には、基本方針の中の6つの挑戦がございますが、この挑戦の1から3に当たります以下の3点についてご審議をお願いするものでございます。

第1は、大規模事業所における温暖化対策の強化でございます。

第2は、新築建築物に対する温暖化対策の強化でございます。

第3は、家庭における温暖化対策の強化についてでございます。

各事項の詳細は、基本方針のご説明の中でそれぞれ触れさせていただきたいと存じます。

それでは、今回諮問の前提となる都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針につきまして、以下ご説明させていただきます。

資料5をごらんいただきたいと思います。

表紙に「2つの温暖化の阻止に向けた新たな挑戦」と題しまして、目次でございますとおり3つの基本理念、6つの挑戦、5つの行動から構成されております。

まず、現状認識でございますが、東京では地球温暖化とヒートアイランド現象の2つの温暖化が進行しているという現状認識は、先ほど来申し述べさせていただいたところでございます。都はこうした状況に対し、次の2ページにございますとおり、3つの基本理念のもと温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。

第1は、2つの温暖化の進行を阻止するため、環境配慮が内在化された新たな社会システムを構築すること。

第2は、都は、国の施策にのみ頼ることなく、東京の地域特性に応じた独自の温暖化対策を推進すること。

第3は、温暖化対策の推進により、東京の経済の活性化を図ることでございます。

7ページの図3をごらんいただきたいと思います。

都における部門別CO₂排出量の推移が記されております。

東京のCO₂排出量は1990年度から2000年度の10年間で約9%増加しております。2010年度には1990年比でおおむね15%増加する見込みでございます。東京都環境基本計画で定めました1990年度比6%削減、これは京都議定書を意識したものでございますが、これを達成するためには温暖化対策は一刻の猶予も許されない段階にきていると考えております。したがって、都の6つの挑戦は、この現状に対して具体的にどう削減を行っていくかを示したものであるというふうに位置づけております。

6、7ページをごらんいただきたいと存じます。

挑戦1でございますが、オフィスなどの大規模事業所にCO₂排出量削減を義務化導入の検討でございます。

具体的には、オフィス等大規模事業所のCO₂排出量削減に向けた実効性ある仕組みづくりという課題になります。これが諮問事項1の大規模事業所におけます温暖化対策の強化についてでございます。

改めて諮問事項の用紙をごらんいただきたいと存じます。

その1に書いてあるとおり、オフィス等大規模事業所を含む業務部門のCO₂排出量、先ほどの図3ですが、1990年から2000年度の10年間で約2割増加しているところでございます。都は本年の4月、「地球温暖化対策計画書制度」を導入いたしましたけれども、本年夏までに取りまとめた速報値によりますと、同計画書の対象となります約1,000の大規模事業所における今後3年間の排出削減率は、平均で2%にとどまっており、事業者の自主的な取組だけではCO₂の大幅な削減は非常に困難であるということが明らかになったところであります。

そこで、一定規模以上の事業所に対しまして、数値目標を定めたCO₂排出量削減義務の導入を検討する場合の基本的な考え方、すなわち対象事業所数、削減義務量、実効性の担保措置等を整理するとともに、積極的に温暖化対策に取り組んだ事業者が社会的、経済的に評価される仕組み、あるいは削減目標を達成のための補完的措置についても検討を行い、東京の地域特性を踏まえた制度設計を進める必要があるというふうに考えているところでございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

挑戦2でございますが、新築建築物に対するより高い省エネルギー性能の達成策の検討でございます。

図4をごらんいただきたいと存じます。

東京は高度成長期前後に建設されました建築物の更新時期を迎えておりまして、これからの時期は大規模建築物の省エネルギー化を図る、ある意味では絶好の機会というふうに考えております。

都は、本年6月、やはり新しい制度として「建築物環境計画書制度」を導入したところでございますが、東京を持続可能な都市へとつくりかえていくためには、現行制度の強化等により大規模な新築建築物に対する省エネルギー制度の強化ですとか、自然エネルギー

利用の義務づけ、あるいはこれにあわせて、こうした建築物の省エネ制度の市場で評価される仕組みづくりといったことを検討する必要があると考えております。

これが諮問事項2の新築建築物に対する温暖化対策の強化ということでございます。

10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

挑戦3、消費者に省エネルギー情報を確実に伝わる仕組みを推進でございます。

具体的には、省エネラベルの表示等の制度的な制度化などを消費者が省エネルギー型商品を選択するよう誘導する、実効性あるしくみづくりを検討するというものでございます。家庭のCO₂排出量は、世帯数の増加や1世帯当たりの家電製品保有数の増加、あるいは製品の大型化等により増加しているところであります。従来、家庭部門対策としましては、省エネルギーへの配慮を呼びかける等の啓発活動が中心で、なかなか消費者の皆さんの具体的な行動に結びついていないというのが現状でございました。そこで、都は、本年7月から8月にかけて、省エネ製品拡大キャンペーンを展開してまいりました。

恐れ入りますが、26ページをごらんいただきたいと存じます。

項の左に掲げましたものがこの省エネラベルでございます。今後、建物のCO₂排出量を抑制していくためには、この省エネラベル表示等も制度化など、都民が省エネルギー型製品を容易に選択でき、省エネルギー型のライフスタイルへ誘導する実効性ある仕組みを検討する必要があります。これらの問題につきまして、具体的に検討をお願いするのが諮問事項の3、家庭における温暖化対策の強化でございます。

以上が、諮問事項でございますが、基本計画のその他の事項について、引き続き簡単にご説明申し上げます。

12ページ、13ページでございますが、こちらでは挑戦4、自動車に起因するCO₂排出量削減対策の強化でございます。

都は、これまで以上にアイドリングストップなどの利用者指導を強化していくとともに、各種TDM施策、エコドライブの推進等、さまざまな施策を駆使いたしまして、運輸部門対策を強化してまいります。また燃費基準のあり方につきましても、CO₂排出量に大きな影響があることから、燃費基準の強化の見直しについて国に強く要請してまいりたいと考えております。

続きまして、14ページ、15ページでございます。

挑戦5、再生可能エネルギーへの利用転換を促進という項目でございます。

再生可能エネルギーは、化石燃料の代替エネルギーとして積極的に導入すべきでありま

すが、日本では温暖化対策の進む欧州各国と比較いたしますと、この導入が大きく立ち遅れているのが現状です。現在、都では臨海部を中心といたしまして風力発電などさまざまな取組を展開しておりますが、今後も再生可能エネルギーの利用拡大について幅広く検討してまいります。

16ページ、17ページでございます。

挑戦6、まちづくりと一体となったヒートアイランド対策を推進でございます。

都は本年度から、都議会議事堂の屋上緑化や東京体育館前広場の芝舗装化等のパイロット事業を実施するとともに、広域的なモニタリングを開始し、今後も都有施設の敷地、屋上の緑化、舗装面での改良等に加え、都市づくりに当たっても、東京を冷やす施策を集中的に実施していきたいと考えているところであります。

このような取組を全庁的に推進するために、本年8月にヒートアイランド対策推進会議を既に設置していますが、来年1月を目途にこの取組の方針を策定する予定で準備をしているところであります。

18、19ページですが、こちらは、6つの挑戦を具体化いたします都市と地球の持続可能性に向けました5つの行動であります。

1といたしまして、実効性ある温暖化対策のあり方について、東京都環境審議会で検討開始とございまして、冒頭にご説明申し上げましたとおり、本日、ここに掲げましたとおり、本審議会にご諮問申し上げるものでございます。

また、以下2として、全庁をあげたヒートアイランド対策に対する取組方針など、今後、直接都が具体的にアクションを起こしていく事項を掲げてございます。

なお、以下20ページは全体の施策の体系図、21ページ以降は用語解説になっております。

最後に、ご検討をいただくスケジュールでございますが、おおむね1年程度でぜひご検討をお願いしたいと考えているところでございます。よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【村山企画課長】説明の途中でございますけれども、臨時委員の石福委員がお見えになりましたのでご紹介をさせていただきます。

石福委員でございます。

失礼いたしました。それでは説明を続けさせていただきます。

【百合環境評価部長】環境評価部長の百合でございます。

私の方からは、若干触れられましたが、ただいま東京都が地球温暖化対策関連施策とし

で実施をしております2つの制度につきまして概要の説明をさせていただきます。

まず第1に、地球温暖化対策計画書制度でございます。資料の6をごらんいただきたいと思えます。

東京都は、平成12年12月に環境確保条例を制定いたしました。その際に全国に先駆け、独自の温暖化対策事業でございます地球温暖化対策計画書制度を導入し、本年4月1日から実施をしているところでございます。

この資料左側でございますけれども、制度の創設の背景からご説明をさせていただきますと思えます。

まず、左の枠内の円グラフでございますが、東京におきましてはオレンジ色、これが業務部門になってございますけれども、これが都内のエネルギー消費量の約3割、黄色の家庭部門が約2割を占め、合計いたしますと5割程度になります。また、産業部門については、全国の約5割に比較して1割と、東京の地域特性として業務部門のエネルギー消費の比率が際立って大きいということがおわかりになるかと思えます。

次に、その下のグラフでございますが、東京都の業務部門における建物用途別床面積の推移を見ますと、グラフの一番上のラインでお示しをしております事務所系ビル、これが過去20年で約3倍に増加をしております。床面積の増加とともにエネルギー消費も増加しているというふうに考えられようかと思えます。

このようなことから、都におきましては、エネルギー消費のシェアの高い産業部門と比較して、対策の進んでいない業務部門の省エネルギー対策が緊急の課題というふうに考えてございます。

本制度の対象事業所を部門別に見ますと、下の円グラフがございまして、このとおり約1,000事業所の約7割、これが事務所ビルなどの業務部門になってございます。

次に、制度の概要ですが、手続に沿って右側の表でご説明をさせていただきます。

まず、この制度の対象となる地球温暖化対策事業者でございますが、これは燃料や熱の使用量が原油換算で年間1,500キロキットル以上、ないしは電気の使用量が年間600万キロワット時以上の事業所をいいます。

資料の右側でございますが、東京都（知事）という欄がございまして、まず東京都の役目といたしまして、地球温暖化対策指針、これを策定いたしまして、計画書を作成するための方法及び手続等を示してございます。

その中身でございますが、温室効果ガスの排出量の算定方法、排出抑制目標の設定方法、

排出抑制にかかる取組の選定方法、また事業者による公表事項などでございます。

左側の事業者でございますが、事業者はこの指針に基づきまして、地球温暖化対策計画書を作成いたします。そして、これを都へ提出することが義務づけられております。この計画書は3年ごとに作成をいたします。

その内容は、温室効果ガスの排出状況、排出抑制の目標、排出抑制の取組内容などでございます。

まず目標でございますが、基準年度の温室効果ガスの排出量をベースとした3年間の計画期間後の排出量でございまして、事業者は個別事情に応じて、効果的かつ実現可能な数値目標を自主的に立てることとなります。計画書を提出した後、計画期間が終了するまで、事業者は閲覧やホームページなどの方法により、みずから公表することが義務づけられております。なお、公表事項は企業秘密に当たるエネルギー使用量、商品等の生産量などを除くすべてとなっております。

次に、運用時の規定として、指針では事業者に対して計画期間中には定期的に計画書に定められた排出抑制の実施状況について点検及び評価を行い、その目標達成が可能となるように必要に応じた措置をとることとしております。

また、計画期間の終了時には、事業者は各年度のガスの排出状況、排出抑制の目標の達成状況、それから取組状況などをまとめた地球温暖化対策結果報告書を都へ提出することとなります。この報告書につきましても公表義務があり、事業者は閲覧やホームページ等の方法によりまして、90日間公表することとなります。

最後に、本制度の特徴につきましては、右下に記述がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、この制度の中間集計結果でございますが、資料7をごらんいただきたいと思っております。

本年の4月から提出が始まりました計画書でございますが、中間段階の取りまとめを8月23日プレス発表した資料でございます。見出しにございますように、地球温暖化対策計画書制度の実施により、都内の大規模事業所のエネルギー使用実態やCO₂排出量の実態が初めて明らかになったということでございます。

この中間のまとめは、対象となる1,000事業所の約半数から提出された計画書を集計し、CO₂の総排出量、削減目標について全体を推計したものでございます。

まず排出量でございますが、円グラフにありますように、大規模事業所約1,000事業所が

都内で排出するCO₂の排出量は、年間約1,000万トンでございます。これは都内の1998年度における産業部門及び業務部門の総排出量約2,500万トンのおよそ4割を占めているということがわかりました。都内総事業所数は、約80万事業所ということでございますので、その約0.1%に過ぎない11,000事業所が全体の約4割を排出しているということになります。

次に、CO₂の削減目標量でございますが、今後3年間でのCO₂の削減目標量の合計は約20万トンでございます。排出量約1,000万トンに対して削減率は平均で約2%という結果になってございます。なお、14年度に提出された計画書の最終的な集計結果につきましては、内容の分析について取りまとめが終わりました段階で、部会の場でご報告をさせていただきます。予定でございます。

続きまして、建築物環境計画書制度についてご説明を申し上げます。資料の8でございます。

資料の左半分はこの制度の流れを示したものでございます。左側に建築主の行う手続を、右側に都側の手続を示してございます。

対象となる建築物は、延床面積が1万平方メートルを超える新築及び増築の建築物でございます。建物の用途は問いません。年間200件程度が対象となるものと想定をしております。対象となる建築物の延床面積の合計でございますが、都内の全着工建築物の延床面積の約25%に相当いたします。

建築主は、都が定める建築物環境配慮指針に基づきまして計画書を策定いたします。指針では、環境配慮事項及び環境配慮の取組の評価の方法や評価基準などを定めてございます。環境配慮事項につきましては、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用及び自然環境の保全と、この3分野に特定をしております。建築主の作成する建築物環境計画書には、設計の時点で計画する建築物の環境への取組とその評価などが記載されます。

提出されました計画書につきましては、都がその概要を環境局の公式のホームページなどで公表いたします。

建築主は、計画書を提出した後に、計画書の主要事項に変更が生じた場合には、計画書の変更届を提出することになってございます。この変更届につきましても、都がその概要をホームページで公表いたします。

建築主は工事が完了したときには、計画書に基づいて実施した取組の結果を記載した工事完了届を都に提出いたします。この完了届を見ますと、最終的に建物で講じられました環境配慮の全体像を知ることができます。提出された完了届は、レーダーチャートによる

評価とともに都がホームページなどで公表をいたします。

資料の右側の表でございますが、都の指針では、この表にもお示しいたしますように環境配慮事項について、先ほど申し上げました3つの分野をさらに10項目に分類し、その項目ごとに詳細な配慮事項を定めてございます。

次に、表の下の図のレーダーチャートをごらんください。

これは、建物で講じられております取組の評価が一目でわかるように、主要な7つの項目を軸としたクモの巣の形のグラフで示したものでございます。内側の太線の部分、これがそれぞれの項目ごとに、他の法令に規定する基準などの最低条件をクリアした状況を示しております。効果的な配慮の取組をするほど点数は増えてまいりまして、外側にプロットされることとなります。

この図の例でございますけれども、これは事務所のビルの例でございますが、赤い線が示しますように1番の建築物の熱負荷低減、それから2番の自然エネルギーの利用、それから6番の水循環において特にすぐれた取組を行い高い評価がされております。この制度の特徴について取りまとめたものが一番下の点線の枠内に書いておるものでございます。

最後に、計画書の提出状況でございますが、制度がスタートして6カ月を経過したところでございますけれども、12月24日現在91件が提出されております。その内訳は住宅が59件で最も多く6割を占めており、次いで事務所11件となっております。

以上で、2つの制度の概略の説明を終わらせていただきます。

【横山会長】ありがとうございました。

先ほど、知事の方からいただきました本諮問に関しましては、従来から本審議会で行っている手順でございますが、企画政策部会の方にこの諮問に対する審議を付議いたしまして集中的な審議を行っていただき、その結果をこの審議会総会にご報告いただいて、この総会で最終的に答申を決定する、このようなやり方で本諮問に対してお答えしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、企画政策部会の方々にはまた大変なお仕事でございますけれども、よろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、ただいまいただきました、この東京都におきます地球温暖化に対する実効的な対策につきまして、梶原参事、評価部長の方から諮問の趣旨及び計画書等について詳細ご説明いただいたところでございますので、これに関しましてご質問、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくご発言のほどお願いいいたします。

ちょっと聞き逃したのですが、諮問の期間はどれくらいでしたか。

【梶原参事】おおむね1年程度ということでお願い申し上げます。

【横山会長】どうぞ。

【坂本臨時委員】臨時委員の坂本と申します。

ただいまご説明いただきました資料5の3ページ、下の方になりますが、3番目の基本理念の中に、温暖化対策の推進により東京の経済の活性化を図る、とございますけれども、一般に考えるとこういう温暖化対策等の規制と経済の成長というのは、どちらかというところと、対比するものでとらえられております。この辺のところをもう少し東京の経済の活性化の少し具体的な内容をご説明いただければと思います。

【横山会長】お願いいたします。

【梶原参事】ご指摘のとおり、例えば、総量規制というような局面で、事業活動が例えば2倍になったときに、それでも排出量を減らせというような極端な議論になりますと、どうしても経済活動を縮小すべきではないのか、というような議論に直結する恐れがあるわけでございますが、ただ、私どもがここで申し上げておりますのは、1つは、基本的な部分で、例えば温暖化対策、具体的には企業の側面で見ますと省エネ対策を図っていただいた場合に、具体的に実際にコスト削減につながる部分が大変多いということでございます。

一例を申し上げますと、東京都庁でここ10年、新宿に移転しました当初から比べますと電気代の削減は一生懸命やっており、約3割電気代を削減しております。これは特別な改修を行ったわけではなく、例えば、夏場の冷房設定温度を28度という極端に高い温度で設定をしており、都民の皆さんが大変夏場になりますと、都庁は暑いという苦情を頂戴しているのですが、そういった努力、あるいは小まめに電気を消したりエレベーターの制御をしたりというようなことで、かなりの部分の電気代を削減ということが実現できております。そういう意味で、企業の皆様方から見た場合に、コスト面での削減効果があるということが1点ございます。

それから、もう一つの側面といたしまして、省エネ関係のいろいろなお取組がございます。企業の方も皆様方でいろいろな形の、例えば、私ども今回建築物の計画書を策定いたしましたときに、大手の企業の皆様方からいろいろなノウハウを頂戴しまして新しい制度をつくったわけでございますが、その検討の過程で、皆様方からお聞きしますノウハウの中には、各企業の皆様方があらゆる側面で省エネの技術開発をやっていらっしゃるというところでございます。

私どもが特によく思い浮かべるのは、マスクー法ができましたときに、日本の自動車メーカーが高いハードルを越える技術を開発したことによって世界に打って出る、というような部分がありました。それと同じように、日本の高い省エネ技術が逆に、これは世界的な動きでございますので、世界の企業競争の中に日本の高い省エネ技術が即活用できるのではないかと、そういう側面をむしろ強調し、皆様方とともにいわゆる省エネ技術の技術開発を積極的に取り組んでいくという中で、企業の新しい環境の世紀に向けた新しい活動の分野が世界的に展開していただけるのではないかと。とかく行政はなかなか企業のPRというのは下手くそでございますが、このたびはこういった観点から企業の皆様方からもお知恵をいろいろお借りしながら、また東京都の先ほど申し上げましたように、実例などもご紹介し、2つの制度を基本にいたしまして、その蓄積されたノウハウを共有しながら、ともに手を携えて新しい環境世紀に向けた企業活動の展開ができるのではないかと。そういう意味では、必ずしもCO₂削減という努力が企業活動を減退させる側面だけではないだろうということを私どもとしては基本認識に持ちまして、ぜひそういう観点で企業活動を活性化させる契機にさせていただきたい。かように考えているところでございます。

もちろん、具体的な手順の中では、いわゆる原単位で見るとか、総量で見るとかというようなテクニカルな問題がいろいろございますので、それはまた改めて部会の席でぜひご議論をいただきたい、かように考える次第でございます。

以上でございます。

【飯田委員】 先に失礼させていただくので、検討の範囲だけ質問させていただきます。

3点いただきまして、まず挑戦1から3が諮問事項になっていまして、挑戦4から6は諮問事項に今回入っていないということなのですが、これは、挑戦4が運輸部門でまた別枠だということと、挑戦5と6が都庁の率先行動というふうな整理になっているので外れているというふうな理解をしているのですが、例えば、挑戦3のところ、消費者で、こちらは省エネルギーが中心なのですけれども、例えば、自然エネルギーを普及させるような仕組みであるとか、あるいは、今、民間のグリーン電力証書といった形で、消費者が、あるいは事業者がみずから自然エネルギーの環境付加価値を買取るといった形での率先行動もあるというふうに思う、率先というか、消費者対象の行動もあると思うのですが、こういったところも検討の視野に入るのかどうかというのが1点。

それから、2点目としては、省エネラベリングの話が先ほど紹介されまして、これは政府がやっているものに比べると非常にわかりやすく、欧州型のラベリングで費用も出てい

て、これは非常にいいと思うのですが、例えば、デンマークではこれに省電力基金というものを設けて、さらにAランクものに補助金を出すといった、補助金の裏には課徴金を設けて財源を取るといった仕組みもくっついておるわけです。そういった費用措置といったものも検討の挑戦1、2、3の中に入り得るのかどうか。具体的にいうと省電力、あるいは省エネ課徴金といった制度とか、そういったものも含めて入るのかというのが2点目。

それから、3点目としては、挑戦2と3に入ると思うのですが、自然エネルギーと省エネルギーの間にくるものとして低温熱という廃熱を有効に利用する仕組み、あるいはコージェネレーションの普及を促す。これが非常に重要かと思うのですが、そういったところも、単に省エネルギー、あるいは自然エネルギーの供給を増やすだけではなくて、廃熱を有効に利用すると。これも一応検討の視野に入るということでいいのかどうか、この3点確認をお願いします。

【梶原参事】実は、挑戦1から6というところでございますので、特に4、5あたりはいろいろ議論が要るところであり、本来ですとご検討の素材にというご意見もあろうかと思いますが、私ども当面新しい制度づくりということを強く意識しておりますものですから、特に制度的な検討の中で必要な事項ということで、今回1から3に的を絞らせていただきましてご検討をお願いしているところでございます。

ご質問のまず第1点の自然エネルギーの取扱でございます。

具体的に言いますと、例えば、挑戦2の新築建築物の中は、先ほどご説明申し上げましたとおり屋上緑化の問題、あるいは太陽光発電ですとか、そういった自然エネルギーをどう新築建築物に生かしていくかといったところでご議論をぜひしていただきたいというふうに考えてございます。

また、挑戦1の中でも、例えば、そういった改築の際に、自然エネルギー導入というようなことも要因として確かにあろうと思っております。そういう観点で、具体的なそれぞれの施設の中での自然エネルギーの活用ということを特に意識してご検討いただければというふうに考えてございます。

2点目、省エネラベルの問題でございます。

海外の動きなどを拝見しますと、いろいろな試みがされているのを私どもは十分承知しておりますが、具体的に補助金あるいは課徴金という話になりますと、なかなかこれは議論を呼ぶところでございますので、この辺は慎重に検討していきたいというふうに考えております。ご議論の中ではそういった側面も十分検討していただく場があると思っております。

で、ぜひ、部会の討議の中でご議論いただければというふうに考えております。

3点目の、コジェネ、あるいは廃熱利用といった部分でございます。

おっしゃるとおり2点目、3点目のところでは、廃熱利用というような議論が十分可能な部分がございます。ただ、2つの制度につきましては、先ほど概略ご説明申し上げましたとおり、まだ速報値であり、今後、この具体的な2つの制度につきまして、精密な調査をし、その報告を部会の方に報告をさせていただく予定でございます。個々の各事業所の取組の中で、具体的にそういう事例があるいは盛り込まれているかもしれませんし、盛り込んでいただく可能性があるかと思えます。やはり、抽象的に余り議論をするのではなくて、具体的な個々の制度の中で、具体的な各事業所の取組の中でぜひ議論をしていただくという形を取りたいと思えますので、ひとつそういうご報告の中で個々の事例に当たってご議論いただければというふうに考えております。よろしく願い申し上げます。

【横山会長】よろしいですか。

【飯田委員】はい。

【横山会長】どうぞ。

【平井委員】どうしても1つ気になることがありまして、それは国との関係ということであります。具体的に、1つは重複性ということ、もう1つは国との関係において矛盾するということがあり得るのではないかということでありまして、最初の重複性の問題というのは、この資料の中には国の施策にのみ頼ることなく、あるいは先ほどのご説明の中には、国の政策を待つことなくというトーンでのお話があったかと思えますけれども、今、我々これから検討する中身に多分間違いなく、今、国が進めておりますステップ・バイ・ステップの対応というのが、2004年度にレビューをされたその結果として2005年度以降の第2ステップとして何らか追加的措置というものを容認されるという可能性は相当高いと思われるわけです。その場合に、都が先行的にこれから検討してまとめ上げるものと、追っつけ国が追加的措置として導入することになるという施策、その両者の関係、その調整というものについてどういうふうに考えておくべきかということもこの場での検討対象というふうに考えてよろしいのでしょうかというのが1つ。

それから、もう一つの矛盾の問題というのは、ローカルな都という地域的な広がりの中ではよしとすることが逆に国全体の温暖化の対策、あるいは効果として見たときには逆の見方が出る状況もあり得ると。逆に都としてはすごく問題ということが国全体では温暖化という面ではプラスということも起こり得るとあると思えます。

もっとわかりやすく言えば、ある事業所がものすごく日本全体にとっては温暖化問題に寄与するような事業活動をするということの結果として、残念ながら都のレベルではCO₂は多く出ると。しかしながら、国全体で見たときには、それが国全体の中に、例えば製品が幅広く普及することによって国全体の温暖化問題への取組というのはあり得ると。そういうことというのは当然起こり得ることだと思えるのですけれども、そういう国と都の関係での矛盾性みたいなことについてどういうふうに考えておくべきかということも、例えば、この場での検討の中には入ってくるのでしょうかという、その2つです。

もう一つは、いずれにせよここでその議論をしていくというのはある程度まとまった段階では、相当回収事業者、あるいは業界分野、そういうところに対しては影響するところは大だと思えますので、国でも事業をおやりになっていますので、パブリックコメントとか、それから、場合によっては業界代表の方々をお呼びしての生の意見を聞くとか、そういうある程度影響する対象の意見を徴するという機会を持つということをぜひ、私は産業界代表として、要望をあらかじめ最初の段階でしておきたいと思えますが、その辺については事務局としてはどういうお考えなのかということをお聞きしたいと思っております。

【横山会長】よろしくをお願いします。

【梶原参事】3点ご質問がございました。まず第1点の国との関係でございます。

これは例えば、先ほど来ご説明申し上げております地球温暖化対策計画書や建築物の計画書、それぞれが国の制度、具体的にはいわゆる省エネ法と言いますが、そういった国の諸制度を十分意識して、例えば、対象に加えるときには、その対象のすり合わせをしている等、具体的にそういった形で意識してやっております。

それから、当然のことながら、私ども事務レベルでは、始終国の各機関の皆様方と日常的には情報収集、あるいは情報連絡をさせていただいております。そういう意味で必ずしも国の動向を把握してないということはありません。ただ、残念ながら国の方向としましては、具体的な削減目標の設定なり、具体的な手法が必ずしも明確でない部分がございますので、私どもとしましては、先ほど来ご説明申し上げております2つの制度が、ひとつ具体的な削減のツールとして活用できるのではないかとということで、具体的手法を模索していきたいということでございます。私どものつくりました2つの制度は、他の都道府県の皆さんも大変関心をお持ちでございまして、そういう意味では他県でもやりたいというふうなお声もたくさん頂戴しているところでございます。

いずれにしましても、最終的な制度をつくる中では今後の国の動向、あるいは諸外国の

動向を十分意識しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

2点目の、ローカルな部分でございます。

これが、実は大変難しい問題でございます。例えば、工場が東京から抜け出ればいいのかというような極論もあるいはあるかと思えます。具体的に、例えば東京の圏域の中だけで考えていいのか。これは例えば国の場合も、製造業が中国ですとか国外に出ていった場合には、その分CO₂排出量が日本規模だけで言いますと削減するというような側面もございしますが、その辺でどこまで、例えばローカルな問題をどの区切りで区切って考えればいいのか、大変微妙な部分がございます。そういう意味では、先ほど飯田委員からもお話がございましたグリーン証書ですとか、あるいは排出権の問題ですとか、対外的な部分をどうするかというのが1つ制度を考える上で大きなヒントになるかと思っております。

先般も、企業の皆様とお話をする機会がございまして、その折にも、例えば、ディーゼルの低硫黄軽油をつくっていただくのを東京都としてお願いをしているわけですが、低硫黄軽油をつくる場合に、製造過程の中で他の県でそういうものをつくるということであると、他の県にCO₂の負担が移っていく場合もあるという話でございました。ですから、あくまでも私ども東京都という都域で基本的には考えますが、そういった側面も意識しつつ制度の中を考える上で何らかのさまざまな側面、政策的にアンビバレンスな部分、矛盾する部分を何かうまく取り組むような制度の工夫をぜひ考えていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の対象事業者の皆さんへのパブリックコメントということでございますが、これは私ども従来から、今までの審議会のスタイルでいいますと、審議会の中でご議論いただくのはもちろんでございますけれども、中間のまとめを出ささせていただきました段階で、当然のことながらパブリックコメントの対応をさせていただきたいというふうに考えておりますし、特に、今回は経済界に与える影響ということを十分私どもとしては意識しております。実は臨時委員の中にお二方、日本経団連の地球環境の専門の委員に今回お入りいただきましたのも、そういった視点で、特に経済界の声を具体的に私どもの場で生かしていただきたいという理由がございまして、実際に委員にお入りいただいてご発言をいただく一方、その中間まとめの後、いろいろな形でお話を伺う機会を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【横山会長】どうぞ。

【森田委員】3つの挑戦というのが1つのたたき台になって議論が進んでいくというのは大変望ましい方向だと思いますが、特に総合的な政策の方向で地球温暖化と、それからヒートアイランド、あるいはさらに都市の経済の活性化というものを統合していくという方向については非常にいい方向だと思うのですけれども、東京都ならではの総合化というのはもっとあるのではないかと私は考えるのですけれども。

例えば、地球温暖化対策をやっていけば、東京のエネルギー効率はよくなって大気汚染対策がさらに進む部分が、そういった副次的効果は出てくるだろうし、また、リサイクルとか、あるいは廃棄物の政策とうまく総合して、総合的な環境政策としてもう少し進められるところが出てくるのではないだろうか。

国の場合には、そういったものが縦割りでございますので、同じ環境政策といえどもなかなか縦割りがうまく総合化しない。でも、東京都でありましたら、そういった温暖化というものと大気汚染とリサイクルとか、そういったものが非常にうまく統合できるのではないだろうか。そういった方向の検討というものは、今後どういうふうにお考えになられておりますか。

【梶原参事】ご指摘のとおり、私ども環境局の中では全体的に廃棄物のこともやっておりますので、そういう意味で各ラインの部長も参加させていただいております。そういう意味で、今のご意見は大変貴重なご発言だと思いますので、ぜひ部会の検討の中でそういったことも検討していきたいというふうにご考えてございます。

【横山会長】どうぞ。

【細見委員】私の私的なことで申しわけないのですが、農工大学というのは多摩地区に位置してしまっていて、東京のこの温暖化阻止について、どちらかというと区部が中心のようにどうしても感じられるのですが、私どももこういう多摩地区全体を考えて、今、森田委員がおっしゃられたように、温暖化対策というのは基本的に環境問題の根幹をなすところだと思いますので、総合的にいかに評価して、取組順位とか、そういうものを評価していかないといけないのではないかとこのように思っています。

要望なのですけれども、担当部局のところ、例えば、企画政策部会のいろいろ特に今言われた総合的な評価だとか、そういうところにオブザーバーとして我々委員が加われるのかどうかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

【横山会長】事務的にお願いいたします。

【梶原参事】実は、まだ部会が発足してございませんので、その辺は部会の人数の関係と

かいろいろございますと思いますので、部会の初回のときにそういった、今ご意見のございました点につきましてはお決めいただくということでいかがでございましょうか。

【横山会長】よろしいでしょうか。

【原田委員】東大の原田ですけれども、諮問の1番で数値目標を定めた排出削減義務の導入を検討する場合の基本的考え方を整理するというふうにあるのですが、先ほど1年程度で検討しろということもあったのですけれども、具体的な導入を考えるタイムスケジュールというものについては、あらかじめ1年後であるとか、3年後であるとか、そういうことをいただいて検討するのか、それも含めて温暖化対策計画書で実態を明らかになるという、そういう情報の追加の状況を見ながらいつ導入するかということも含めて検討するのか、それがどちらかということをして1点。

あと質問1点でとめておいたのですが、現状の地球温暖化対策計画書制度について、これで対策の提出したりなんかして、事業者にとっても現行の制度の中でのメリットは何かということ。それが2つの質問です。

あとお願いですが、省エネルギー対策の進んでいない業務部門をターゲットにと。地域特性を考慮するという事で密度の高い活動をしている業務の割合が大きいという説明があって、省エネルギー対策も進んでいないところをやるということなのですが、省エネルギー対策がいかにおくれているか、進んでいないかということについて、これはお願いで、データとしてというか資料としてきちんとしたものをいただきたいというふうに思います。

もう一つは、都内の大規模事業所からのCO₂排出量の実態が初めて明らかになったと。しかし、初めて明らかになったものと今までの推計値とを比べてこれで4割であると。今までの推計値もあったわけですね。今までの推計でやっていたものと、ここで改めて実態を明らかになったものとずれはあったのかなかったのか、これもお願いで、そのうち教えていただきたいと思います。

【梶原参事】質問は1点目と2点目でよろしゅうございますか。

【原田委員】はい。

【梶原参事】2点目の方は評価部長の方からお話をさせていただきますが、1点目のスケジュールでございますけれども、温暖化の問題につきましては国の方のいろいろな動きですとか、世界的な動きですとか、いろいろな動きがあります中で、私どもあらかじめスケジュールをこういうふうに確定してということは、なかなか今の時点では決めがたい部分があるかと思えます。ご検討の期間は1年でお願いしたいと考えておりますが、今、先

生からお話がございましたとおり、実際に制度の内容をよく吟味しながら全体を進めていきたいと思っておりますので、制度化ですとか、そういった問題は今のところスケジュールは特に決めてございませんのでよろしくお願い申し上げます。

【百合環境評価部長】それから、2点目の現在の温暖化対策計画書制度についての事業者にとってのメリットということだと思えますが、この制度自体は、今のところ質的な取組を促すということが1つの特徴になってございまして、そういった意味で、みずからが主体的に取り組むときに具体的な対策の指針といえますか、そういったものを東京都として、まず最初にお示しをしているということで、そういった自主的な取組を1つの現実化するといえますか、実現するための具体的な方策について一定の東京都からの情報が出ているということは1つのメリットかなというふうに思います。

【横山会長】はい。

【山本委員】諮問の内容自体は重要なことだと思いますし、具体的なタスクを審議するということは大切な事項だと思うのですが、森田委員や細見委員と同じように、私も総合的な観点というのは非常に重要で、例えば、温暖化対策そのものであれば、東京都で閉じるわけがないですね。ですから、地域という視点でまちづくりの中でこの対策を、挑戦6も非常に重要な点だと思いますが、水を利用したり、あるいは廃棄物政策を絡めたりというところで東京の中での具体的な像を出すことも非常に重要だと思いますので、温暖化対策のCO₂だけで言えばもう東京都で閉じるわけがありませんので、そういう部分で東京の特徴を総合的な観点から出していただければありがたいというか、いいことだと思います。

【内山委員】諮問事項の中で1、2が産業界ですとか、建築業界ということで臨時委員2名代表の方が来られていただいているということなのですが、挑戦3の方は消費者に対する情報が伝わる仕組みづくりということになっておりますが、恐らく環境も一番大事なのは双方向の消費者の協力とういことも非常に重要なことなのですが、臨時委員には特に消費者を代表されるような方が入っていないようなのですが、そこら辺、何かお考えはございますでしょうか。特に伝えるだけではなくて逆に消費者からのコミュニケーションということも非常に仕組みづくりには大事だと思いますが。

【梶原参事】消費者からのお声ということにつきましては、私どもいろいろなチャンネルを既に持っております、東京都の場合、東京都の生活文化局の消費生活部の方でいろいろなチャンネルを持っております。この辺は特に連携を密にして、いろいろなチャネル

ルでお声を聞いていくことも十分可能だというふうに考えてございますので、そのような観点からこういう取扱いにさせていただきます。

【横山会長】非常に各委員からご熱心な意見等々をいただきまして、そろそろ時間の都合もございますので、この質問のところを終わらせたいと思いますけれども、もしご意見がさらにございましたならばどうぞ。

よろしゅうございましょうか。

本日は貴重なご意見を多々いただきましたので、これらの意見を企画政策部会の方で積極的に生かして作業を進めていただきたいと思います。

なお、環境審議会の総会それ自身はそう頻繁に行われるわけではございませんので、せっかくの機会でございますので、本日の諮問以外に東京都の環境行政につきまして、ご質問なり、ご意見がございましたならば、この機会に承っておいた方がよろしいかと思っておりますので、ご発言がございましたらどうぞ。

それでは、差し当たりすぐにはないようでございますので、私の方から2点ばかり簡単にご説明ください。

前期審議会の関係した事項でございますけれども、先ほども触れられました都のディーゼル対策の動き、来年10月からの動きにつきまして第1点。

それから、第2点は、いわゆるダイオキシン汚染地域に対する大森南の公害防止事業、これも前期審議会のマターでございましたが、この2点の進行具合につきまして、簡単で結構でございます、時間がございませんので、ご説明いただければと思いますが。

【山本自動車公害対策部長】自動車公害対策部長の山本でございます。

ディーゼル車の対策でございますけれども、ただいまもお話ございましたとおり、来年の10月から一定の排出ガスの基準を満たさない車については都内の走行を禁止するということで、ただいまさまざまな取組を進めております。

9月の段階で、違反ディーゼル車一掃作戦というものを展開しておりまして、これは、個々のディーゼル車のユーザーに直接いろいろな形でPRをしてございます。それ以外に、例えば、荷主に当たるダンプ団体、あるいはさまざまな業界団体といったところにいると取組を進めております。

それと、もう一つ、これは東京都だけではなくて七都県市共同してディーゼル車の取組をただいま進めているところでございます。今現在、対策としては2つあるわけです。1つは、より低公害の車に乗りかえる。そして、もう一つは、東京都、あるいは七都県市が

指定するPM減少装置というのを装着していただくということで、そういった取組を促進するための支援策ということもただいま鋭意取り組んでございます。

【松葉環境改善部長】環境改善部長の松葉でございます。

大田区内のダイオキシンの関係でございますが、現在、最終的な掘削工事をやっております。来年の3月までには掘削工事が終了いたします。掘削いたしました土壌につきましては、ドラム缶に封入いたしまして、現在保管をしているところでございます。

以上でございます。

【横山会長】ありがとうございました。

それでは、まだまだご意見もあろうかと思えますけれども、一応予定の時間を超過いたしましたので……。

その他に、委員の方から何か本審議会の運営等につきましてご意見ございますでしょうか。もし何でしたら事務局の方に何か、その他につきまして。

【村山企画課長】第1回目の企画政策部会の開催日時でございますけれども、現在1月24日、または1月27日を中心に調整をさせていただいておりますことをご報告させていただきたいと思えます。決定次第部会委員の皆様にはご連絡を申し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。

【横山会長】ありがとうございました。

それでは、第21回東京都環境審議会、以上をもって終わりいたします。

本日はお忙しい中ご出席ありがとうございました。

午前11時51分 閉会